

## 平成29年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成29年11月17日（金）  
午後1時30分から午後2時10分まで

2 開催場所 宇都宮市役所議会棟 第2委員会室

3 出席者

会 長 A

委 員 B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本日は、特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性に係る諮問案件1件について御審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行はA会長にお願いいたします。

(2) 審議

会 長 それでは、審議に入りたいと思います。

本日の諮問案件は、次第にありますとおり、平成29年度諮問第1号「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価（全項目評価書）の適合性及び妥当性について」であります。

まずは、実施機関から御説明をいただき、質疑応答等を経た上で審議に入りたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関（市民課）入室]

会 長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関（市民課）自己紹介]

会 長 それでは、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（市民課） 諮問内容説明]

- 会 長 実施機関からの説明は終わりました。
- 委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。
- E委員 資料の別添1の3（2）に記載されているアクセス権限について、今までは情報政策課のみが権限の必要性を確認していたということですが、今回の変更により市民課が追加されたのは、セキュリティよりも、事務上の必要性などの方に重点を置いた役割分担になるということでしょうか。
- 実施機関 今回更新する住民基本台帳系システムにつきましては、情報政策課で導入している共通基盤上に構築することを予定しています。
- 共通基盤の中で、税、住基、福祉など、どの業務に使用するかという大まかなアクセスコントロールについては、情報政策課が一元的に担当しておりますが、今回の更新により、課内の各所属や業務ごとの細かい権限設定などのアクセスコントロールを市民課において設定することが可能となったことから、市民課を追加いたしました。
- 実施機関 これまで住民基本台帳システムについては、全庁で共有しているホストコンピュータという汎用コンピュータを使って管理しており、ホストコンピュータのアクセス権限の管理は情報政策課が一元的に行っておりました。
- 今回のシステム更新に伴いまして、住民基本台帳システムは、新たにホストコンピュータを使用しないパッケージシステムとなります。
- パッケージシステムについては、市民課が所管となり、運用管理も行っていくことで、今後の業務内容に応じた細かい権限設定ができるようになり、よりセキュリティを高める設定を行っていくことができるため、新たに市民課を追加いたしました。
- E委員 ありがとうございます。
- 会 長 追加と言っても、情報政策課と市民課の両方の課が確認するということですね。
- 実施機関 はい。
- B委員 磁気カードからICカードに変更したことにより、漏えいは無くなると思いますので、その点はとても素晴らしいシステムだと思います。
- 問題は、紙媒体の情報の持ち出しに関して、権限設定で情報の持ち出しを

防いでいるということですが、その場合でも、原本の持ち出し及び原本のコピーの持ち出しによる漏えいは考えられますが、その点についての対策は行われているのでしょうか。

例えば、コピーの場合には、紙幣をコピーするとアラームが鳴るというコピー機の機能などもあります。そういった物理的な制御を行っているのでしょうか。

実施機関 今まで、アクセス権限は設定しておりましたが、画面のハードコピーについては、権限の設定ができない状態でした。

今回のシステム更新により、画面のハードコピーをした人と時間が管理できるようになり、持ち出しが制限されるようになりました。

B委員 コピーについては、どのように把握するのでしょうか。

実施機関 画面のハードコピーについては、今回のシステム更新により、権限の設定ができるようになり、リスク管理ができるようになりましたが、原本のコピーの持ち出しについては、物理的な制御までは行っておりません。

実施機関 業務上、原本をコピーして情報を共有するということがないので、コピーが発生することはありませんし、コピー機には、コピーを安易に取れないような制限を設けております。

今回は、例えば画面のハードコピーといったものを含めて、あくまで、システム上で安易に出力ができないように制限していくということでもあります。

B委員 紙の上下に印章を入れ込んでおくなどの対策は行っていないのでしょうか。

実施機関 専用の用紙を使用するというのでしょうか。

B委員 はい。

実施機関 写しであるという表示しか行っておりません。

B委員 例えば、住民票などであれば、文字の中にコードを埋め込んでおいて、コピーすると分かるようになっているものもありますが、そういった対策は行っていないということですね。

実施機関 原本につきましては、コピーすれば、複写と分かるようになっておりますが、画面のハードコピーのコピーについては、把握できるようにはなっておりません。

B委員 職員の善意に委ねられているということですね。

- 実施機関 はい。
- B委員 ありがとうございます。
- D委員 磁気カードからICカードへの変更ということですが、変更に係るコストはどの程度なのでしょうか。
- 実施機関 現在、宇都宮市職員が使用している職員証というものがあまして、この職員証に磁気ストライプが入っていて、この磁気ストライプを使用して、住民基本台帳システムを使用していたのですが、この職員証には、ICチップも入っておりますので、そのICチップを今回活用するということとなります。
- B委員 コストはほとんどかからないということですね。
- 実施機関 コストが全くかからないわけではありませんが、認証システムは、今までのものをそのまま使用する形になります。
- D委員 資料の別添2の20ページの「③委託先における取扱者数」に、10人以上50人未満と記載されていますが、具体的な人数は何人程度なのでしょうか。
- 実施機関 現在、委託先の業者と要件を詰めているところですが、現時点で10人程度の作業員の方に対応していただいております。
- 今後、システムの構築が佳境になりますと、住民基本台帳システムやシステムのデータ移行、インフラ整備等、それぞれのチームに作業員を5名ほど増員することが想定されるため、全体で30人以上のチームになると考えられます。
- 実際の作業の際には、事前の作業報告として、作業従事者のリストを出していただくこととなりますので、そちらで人数の確認をしていきたいと考えております。
- D委員 イメージとしては、約30人の作業員の方というのは、システム構築に携わる全体の人数なのでしょうか。それとも、工程により作業員の方は変わっていき、工程ごとに約30の方が作業するというのでしょうか。
- 実施機関 同じ作業員の方が、システム構築全体を通して携わる形で、最大でも30人程度になると想定しております。
- D委員 分かりました。ありがとうございます。

C委員 資料の別添2の1ページの「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の中で、上から3行目に「リスクを軽減」という記載があるが、「軽減」という言葉だとゼロにはならないという意味になると思うのですが、「リスクを回避」などといった表現に変更することはできないでしょうか。

実施機関 セキュリティ対策については、現時点で万全を期したとしても、新しい技術の開発により、新たなセキュリティの穴が発見されるなど、常に日々新たなリスクが生じる可能性がありますので、セキュリティを100%安全にすることは難しいと考えております。

そのため、セキュリティのリスクをできるだけ軽減させることがシステムを運用する上で重要となりますので、「リスクを軽減」といった表現になっております。

もちろん、セキュリティ対策については、万全を期して対応してまいります。

C委員 様々な対策により、リスクはゼロに近い形で対応していると思いますが、この宣言を読んだときに、「回避」という表現であれば、完全ではないにしてもリスクをゼロに近づけようとしていると感じられるが、「軽減」という表現では、それが感じられないと思いました。

B委員 私も、「軽減」という言葉は、公文書として不適切だと思います。

「回避」でもリスクをゼロにするという意味を含んでいるわけでは無いので、「回避」の方が適切な表現だと思います。

実施機関 資料の別添2の1ページの「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」は、市の他の事務の評価書でも使用しているものなので、御意見として、今後の検討事項としていきたいと思っております。

C委員 市民の方がこの宣言を読んだときに、「軽減」という表現は適切ではないと思っております。

実施機関 限りなくゼロに近くすることが本来の意味ですので、表現につきましては検討いたします。

D委員 今回の修正部分ではないのですが、このシステムでは、外部からの不正なプログラムによるアプローチがあると、そのアプローチが分かる仕組みになっているということでしょうか。

大学内のLANなどでは、郵便局や銀行を偽った者からアプローチがあるようですが、同様に、実際に外部からアプローチを受けることがあるのでしょうか。

実施機関 はい。数年前に、日本年金機構が標的型攻撃といわれる「成り済まし」により、パスワードを引き抜かれて情報漏えいが発生したことがあります。

そのケースでは、日本年金機構のシステムがインターネットと接続が併用しているシステムであったことが大きな原因でした。

今回の住民基本台帳システムは、外部のインターネットと分割し、外部と通信が出来ない形で構築しておりますので、外部からのサイバー攻撃については、ある程度防御できる形で対応しております。

E委員 住民基本台帳システムの構築・保守及び運用支援業務の委託は平成30年1月から開始され、実際のシステムの運用は平成31年1月開始されるということで、1年間で切り替えを行うことになると思います。

銀行等でシステム切り替えの際に、トラブルが発生したということを知ることがありますが、1年間という期間の中で万全を期するための対策などがあれば教えてください。

実施機関 システム構築の作業につきましては、3か月かけて基本的な要件をまとめており、その後、パッケージシステムの構築を業者に開始してもらい、その構築が完了しましたら、移行や動作確認のテストを記憶している限りでも5回行い、そのテストの中で、可能な限りエラー等を発見して、何も問題がない状態で平成31年1月に本番移行できるようにスケジュールを組んでおりますので、万全を期しております。

E委員 パッケージシステムを導入するという点で、今まで宇都宮市は、独自のシステムを使用していたと思うのですが、今回導入するパッケージシステムについては、既にパッケージ化されたものをカスタマイズして導入した他の自治体等の実績があるのでしょうか。

実施機関 業者の選定については、プロポーザル方式で行ったのですが、基本的にはパッケージシステムを活用するという中で、宇都宮市独自の要件を盛り込んでもらうということで提案してもらったところであります。

選定した業者については、他の自治体でもシステム移行の実績があります

が、テストを重ねて万全の態勢で行っていきたいと考えております。

B委員 差し支えなければ、タイムチャートのようなものがあれば確認したい。

実施機関 現在、手元には、提案時のスケジュールはありますが、システムの構築は開始しているため、別の詳細なスケジュールもあります。

提案時のスケジュールは粗いものなのですが、徐々に詳細なスケジュールになってきておりますが、提案時のスケジュールにおいても、複数回確認テストを行う提案となっております。

B委員 しっかり行っていることが確認できて安心しました。

実施機関 住民基本台帳は本市にとっても、非常に重要なシステムとなっておりますので、十分な検証とテストを重ねて万全の体制で臨んでいきたいと考えております。

D委員 富士通やTKCの社員のような専門性の高い方に対するチェックをするというときには、宇都宮市の職員の中でも、富士通やTKCの社員に匹敵する程度の力量や専門性を持った方がチェックするという体制になっているのでしょうか。

実施機関 今回は大規模なプロジェクトになりますので、市民課や保険年金課、選挙管理委員会事務局など個別のシステムの知識を持っている職員だけではなく、アドバイザーとして、宇都宮市の中でも情報システムを所管している部門である情報政策課の職員とも随時話し合いを行いながら構築を進めておりますので、システム構築の知識を持ったベンダーとも渡り合えるような人材として、情報政策課の職員に協力をお願いしているところです。

D委員 専門職ではないが、ある程度の技能を持っている方にチェックしてもらうという形をとっているということですね。

実施機関 はい。

会 長 今回の変更等の内容というのは、ファイルの取扱いの委託についての業務内容が追加になったということと、リスクの管理等の変更の部分が3つあるということですが、これらは、いずれも諮問書の諮問内容に記載されている「稼働から30年余が経過する住民基本台帳システムの更新に伴い、特定個人ファイルを取り扱う事務の一部変更が生じるため」という理由で行われるものという理解でよろしいでしょうか。

実施機関 はい。

会長 資料の別添1の3(2)に「紙媒体での情報持ち出しを制限するため、権限設定による印刷機能を制限」と記載されていますが、具体的には、どのようにして制限をするのでしょうか。

実施機関 住民基本台帳システムから頻繁に出力する帳票としては、住民票や印鑑証明書があるのですが、これらは改ざん防止用紙に出力しており、出力時のログも収集されるような形で以前から管理をしております。

しかし、システム上の住民票などの画面のハードコピーについては、これまでは、プリンタに出力することが可能でしたが、今回のシステム更新により、画面のハードコピーをプリンタに出力することに権限設定が追加され、印刷が制限されるようになりましたので、プリンタへの出力については、帳票出力ログがとられるボタンを押したときだけ出力されるような運用となります。

会長 そのボタンを押すというのは、特定の人しかできないものなのですか。

実施機関 証明書を発行できる権限をもった職員がログインしたときだけボタンが表示される設定になりますので、他の課に職員等では、システムの起動はもちろん、印刷のボタンを押すことはできません。

万が一、印刷可能な画面を放置していて他の職員が印刷を行っても、今までは印刷の痕跡が残りませんでした。これからは、ログが出力されるため痕跡が残るようになります。

C委員 市民課の中で、そのような権限を持つ人を何人程度置く予定ですか。

実施機関 今後、実際に従事する職員を精査し、できる限り制限をかけて管理をしていきたいと考えております。

C委員 複数人になりますか。

実施機関 窓口に従事する職員が主であり、複数人にはなると考えております。

C委員 職員の職位によって設定するものですか。

実施機関 職位による設定も可能ですので、できる限り運用に支障が無い範囲で、かつ、セキュリティが強化できるような権限設定に努めていきたいと考えております。

実施機関 グループごとや個人が担当している業務ごとに設定可能ですので、できる



だけ権限を細かく設定していきたいと考えております。

C委員 業務に当たる人は最低限にするということですね。

実施機関 必要がなくなれば、権限を与えなくすることも可能ですので、最低限にしていきたいと考えております。

E委員 住民票などについて、画面のハードコピーをプリンタで出力することが必要な業務は何かあるのですか。

実施機関 今までは、画面の情報を他課に伝える連絡用に画面のハードコピーを出力したものを使用しておりました。

パッケージシステムの導入に当たって、他課への連絡用の帳票も出力できるようになりまして、また、出力した際にログが残るようになりますので、今後は、その専用の帳票を使用することになり、画面のハードコピーの出力は必要なくなりますので、印刷の制限をかけることにいたしました。

会 長 ほかに御質問はありますか。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、これで質疑を終了したいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関（市民課）退室]

会 長 それでは、諮問第1号について審議したいと思います。

本件につきましては、マイナンバー法の規定により、特定個人情報保護評価書を変更する場合には、当審議会において審議することとされております。

具体的には、諮問書の前段に根拠法令が記載されておりますので、御参照いただければと思いますが、今回は「住民基本台帳に関する事務」において、住民基本台帳を管理するシステムの更新に伴い、平成27年4月と平成28年3月に当審議会が審議した「特定個人情報保護評価書」に変更が生じたため、変更内容の適合性及び妥当性について、審議会から意見を述べるというものであります。

実施機関が説明したように、資料において網掛けされている部分や下線を引いてある部分に変更内容になりますが、それだけに限らず、委員の皆様から御意見があればお願いします。

D委員 私は妥当であると思います。

会 長 ありがとうございます。今回の変更内容は、ファイルの取り扱いの委託業務の追加ということと、リスク管理が変更により強まった部分があると思いますので、全項目評価書の適合性及び妥当性について問題はないということによろしいでしょうか。

「異議なし」と言う人あり]

会 長 それでは、諮問第1号につきましては、そのような方向で答申することとしたいと思います。

以上で、諮問第1号に係る審議は終わりになりますが、答申につきましては、委員の皆様のご意見を踏まえまして、会長一任により作成させていただき、委員の皆様には後日答申案を事務局から送付させていただきまして、指定の期日までに内容を確認していただくという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

それでは、そのような手順で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に「3 その他」ということなのですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

[発言する人なし]

会 長 それでは、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 まず、本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備ができ次第郵送させていただきます、御確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、例年3月ごろに個人情報保護運営審議会第2回を予定しております、年明けに日程調整をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、これをもちまして平成29年度第1回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。